

## 【令和7年4月1日～】入院時の食事負担金の変更について

### 入院時の食事負担金の変更について

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響より、厚生労働省より令和7年4月1日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありました。

これに伴い、北総白井病院でも令和7年4月1日より下記のように負担金が増えるため、ご理解の程よろしくご説明申し上げます。

### 入院時の食事療養の標準負担額（患者負担分）

所得区分		令和7年3月31日まで	令和7年4月1日から
70歳未満	70歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	一食につき <b>490</b> 円	一食につき <b>510</b> 円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	一食につき <b>230</b> 円	一食につき <b>240</b> 円
	低所得Ⅰ	一食につき <b>110</b> 円	<b>変更なし</b>

（注1）所得区分によって医療費の自己負担金や食事療養負担額が定められています。

（注2）流動食のみ提供する場合は除きます。

（注3）公費医療（難病）等により、負担金額が異なる場合があります。

負担金額の詳細については、下記へお問い合わせください。

- ・国民健康保険（国保）、全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合（組合）の方は、「加入保険者」へ
- ・指定難病等で医療費助成制度の認定を受けている方は、住所地を所轄する「保健所」へ

—お問い合わせ先

北総白井病院 事務局 医事課

電話番号 047-492-1001（代表）